

Canon 電帳法プライベートセミナー

7月・8月

毎週木曜日開催

16:00～17:30 (90分)

会場:(株)ベンハウス セミナールーム

各回2社様まで

少人数制なのでゆっくりご相談承ります

開催日

16:00～17:30 (90分)

7/6 (木) 7/13 (木) 7/20 (木) 7/27 (木)

8/3 (木) 8/10 (木) 8/17 (木) 8/24 (木) 8/31 (木)

電子帳簿保存法って？
実際何をすればいいの？
最低限何をすればいいの？
宥恕期間は2024年1月まで？

電帳法対応に関する「？」にお応えします！

▶電帳法は大きく3つに分類できます

電子取引書類を書面に出力(印刷)しての保存・保管がNGに！



①自社で作成する
国税関係帳簿書類
システムで一貫して作成・保存
【作成データ保存要件】



②取引先から
紙で受け取る財務書類
スキャナで電子化して保存
【スキャナ保存要件】



③自社及び取引先で
電子的に授受する財務書類
電子取引として電子保存
【電子取引要件】

▶電帳法とインボイス制度の
関連性って？

インボイス制度では、「発行・受領
インボイスの適正保存」が義務化

電子帳簿保存法では、「電子データ
は電子データのまゝ保存する」こと
が義務化



▶電帳法対応までのスケジュールを考えると…

宥恕期間は2024年1月まで

今から準備をする必要があります！

実際に対応を行うとなると、
実はあまり猶予がありません。

経済産業省認定

DX&ITサポーター

Ben House



〒670-0952 姫路市南条637 (姫路市役所東サイゼリヤ前)

TEL (079) 222-5500

| | |
|---|-----------------------|
| 会社名 | ご希望日 2つお書き ください |
| ご担当 | TEL |
| <input type="checkbox"/> セミナー参加希望 <input type="checkbox"/> 詳しく相談したい | |

FAXのお礼は500円QUOカード **FAX 0120-222-104**

792306BH